

第137期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階 大会議室

新型コロナウイルスについてのごお願い

株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、本年より取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第137期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	5
■ 第2号議案 取締役3名選任の件	6
■ 第3号議案 監査役2名選任の件	9
(添付書類)	
第137期事業報告	12
計算書類	29
連結計算書類	32
監査報告書	34

株式会社 **八十二銀行**

証券コード：8359

招集ご通知

証券コード 8359

2020年5月29日

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 湯本昭一

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
3. 目的事項

報告事項	(1) 第137期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 (2) 第137期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容をインターネット上の**当行ホームページ**に掲載させていただきますのでご了承ください。

当行ホームページ ▶ <https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

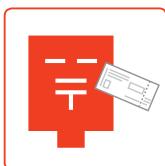
株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 2020年6月19日(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 2020年6月18日(木曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 2020年6月18日(木曜日)午後5時

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁ヘルプデスクにお問合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使される場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

スマートフォンによる議決権行使

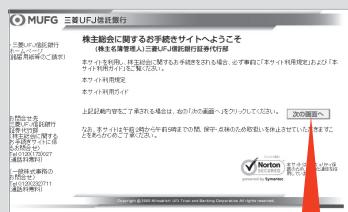
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。



パソコンによる議決権行使

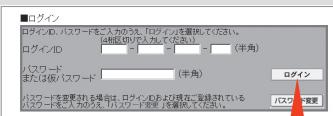
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき8円といたしたいと存じます。なお、中間配当金6円と合わせた年間配当金は、14円であります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額

当行普通株式 1株につき8円

配当総額 3,914,104,384円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

2. 剰余金の処分に関する事項

将来に備え企業体質を強化するため、繰越利益剰余金130億円を取崩し、別途積立金として計上するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 13,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 13,000,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役のうち、山浦愛幸、佐藤裕一、田下佳代の3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い取締役3名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

(参考) 候補者一覧

候補者 番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	佐藤裕一	常務取締役	15回／ 15回 (100%)
2	新任	佐藤信司	執行役員	—
3	再任	田下佳代	取締役	15回／ 15回 (100%)

社外役員

独立役員

1

さ とう ゆう いち
佐 藤 裕 一

1960年6月11日生（満60歳） 男性

再任

取締役会出席状況 15回／15回（100%） 候補者の有する当行の株式数 19,220株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月	当行入行	2015年 6 月	当行常務執行役員東京営業部長
2003年 6 月	当行富士見支店長、引続き川中島支店長、融資部付、リスク統括部長、企画部長	2017年 6 月	当行常務執行役員本店営業部長
2013年 6 月	当行執行役員飯田エリア飯田支店長	2018年 6 月	当行常務取締役 企画部、金融市場部 担当 現在に至る

候補者とした理由

営業部門や企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2018年6月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

2

さ とう しん じ
佐 藤 信 司

1962年7月9日生（満57歳） 男性

新任

取締役会出席状況 — 候補者の有する当行の株式数 16,181株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1985年 4 月	当行入行	2017年 6 月	当行執行役員小諸支店長
2004年 6 月	当行佐久中央支店長、引続き融資部付、池袋支店長、個人部長、名古屋支店長、昭和通エリア昭和通営業部長、小諸支店長	2018年 6 月	当行執行役員上田支店長 現在に至る

候補者とした理由

営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

3

た した か よ
田 下 佳 代

1963年4月2日生（満57歳）女性

社外役員

再任

独立役員

取締役会出席状況 15回/15回（100%）候補者の有する当行の株式数 4,250株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1990年4月	弁護士登録（長野県弁護士会）	2014年4月	長野県弁護士会会長 （2015年3月退任）
1991年4月	宮澤法律事務所勤務	2016年6月	当行取締役 現在に至る
1996年4月	田下法律事務所開設		
2007年10月	長野県人事委員会委員（現任）		

候補者とした理由

弁護士として企業法務に携わり、高い専門性と豊富な経験を有しており、独立した立場から当行の経営に監督・助言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。会社経営に関与したことはありませんが、こうした高い専門性と豊富な経験を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間にもいずれも特別の利害関係はありません。なお、田下佳代氏は当行と一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
2. 田下佳代氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は田下佳代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 田下佳代氏は、2016年6月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終了の時をもって4年となります。
4. 当行は、定款第29条に基づき、田下佳代氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。同氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。
5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
6. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役のうち、酒井光一、山沢清人の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

1	みね 峰	むら 村	ち 千	しゅう 秀	1966年3月28日生（満54歳） 男性	新任
取締役会出席状況	—				候補者の有する当行の株式数	9,806株
監査役会出席状況	—					

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2017年6月	リスク統括部長
2009年2月	当行小諸支店副支店長、引続き小諸 エリア小諸支店副支店長、飯田駅前 支店長、市場国際部長		現在に至る

候補者とした理由

営業部門や国際部門、リスク管理部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、財務・会計に関する知見も有しており、経営監視機能を発揮できる人物と判断し、監査役候補者いたしました。

2	やま 山	ざわ 沢	きよ 清	ひと 人	1944年8月4日生 (満75歳) 男性	社外役員	再任
						独立役員	

取締役会出席状況	13回/15回 (86.6%)	候補者の有する当行の株式数	7,985株
監査役会出席状況	12回/14回 (85.7%)		

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

1980年4月	信州大学工学部助教授	2016年6月	当行監査役
1993年10月	同上 工学部教授		現在に至る
2009年10月	同上 学長 (2015年9月退任)		

候補者とした理由

長年にわたって大学の教官を務めた教育者としての高い見識と、学長として大学の運営に携わった豊富な経験を有しており、独立した立場から当行の経営の監視に当たり、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。引続き当行の経営監視機能を発揮できる人物と判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行の間にいずれも特別の利害関係はありません。なお、山沢清人氏は当行と一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。また、同氏は国立大学法人信州大学の学長経験者で、同法人とは預金、貸出金等の通常の取引があるほか、寄付を行っております。
2. 山沢清人氏は社外監査役候補者であります。なお、当行は山沢清人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 山沢清人氏は、2016年6月より当行社外監査役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当行は、定款第39条に基づき、山沢清人氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。同氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。
5. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
6. 各監査役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

(ご参考) 社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ・上記(1)～(6)に該当する者。
 - ・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

- 「最近」の定義 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- 「主要な取引先」の定義 直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
- 「法人等」の定義 法人以外の団体を含む。
- 「多額」の定義 過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
- 「近親者」の定義 二親等以内の親族。
- 「重要でない者」の定義 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

以 上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 金融経済環境

2019年度のがわが国経済は、米中貿易摩擦により輸出が低迷したほか、年度後半には消費増税や自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大により個人消費や設備投資に弱さがみられるなど、全体として力強さを欠いた状況が続きました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、生産面では海外景気の減速により弱い動きが続き、設備投資は製造業を中心に投資を抑制する動きがみられました。個人消費は、消費増税に伴い自動車販売が前年を下回ったほか、大型小売店売上高は暖冬の影響から衣料品を中心として強さを欠いた動きとなりました。住宅投資は消費増税の影響がみられたものの、貸家や分譲住宅の需要が堅調で、新設住宅着工戸数は底堅く推移しました。

金融面においては、世界的な金融緩和や景気減速懸念を背景に、10年物国債金利はマイナス0.3%近くまで低下したのち、年度後半は米中貿易協議の進展や英国の合意なきEU離脱への懸念が和らいだことから、一時プラス圏まで上昇しました。1月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済に与える影響が懸念され、再びマイナス0.15%台まで急落したのちに年度内最高となる0.1%台まで急上昇するなど振幅の大きい状況が続きました。

株式相場は、米中貿易摩擦や米国の金融緩和を巡る動きを見極めようと様子見の相場が続くなか、8月には米中対立による世界の实体经济への影響が懸念され、日経平均株価は2万円近くまで下落しました。年度後半は、中国の景況感の改善や堅調な米国株式市場が追い風となり2万4千円台まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の实体经济への影響懸念が広がり、3月には1万6千円台まで急落するなど不安定な値動きが続きました。

■ 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境の下、当行は2018年度から2020年度までの3カ年を計画期間とする第31次長期経営計画『変化に挑み、次代を創る』において定めた「お客さま利益実現のための"対面営業"の強化・拡大」「"人財"育成投資・活躍機会の拡大」「"営業推進態勢・業務プロセス"の変革」の3つのテーマに基づき、株主各位をはじめとする地域社会の皆様のご期待にお応えするため、以下のとおり取り組んでまいりました。

■ 「お客さま利益実現のための"対面営業"の強化・拡大」

当行は、金融機関や他業態との競争が激化するなか、対面営業をさらに強化し、お客さまからご支持いただける銀行を目指しております。

高度化するお客さまの幅広いご相談にワンストップでお応えできるよう中野支店に代表されるグループ共同店舗を増設したほか、2020年3月に八十二リース、2020年4月に八十二カードをそれぞれ100%子会社化し当行グループ一体となった総合金融サービスのさらなる充実に向けて連携の強化を図りました。

法人分野においては、提携する外部専門家と共同した個別相談会を各地で開催するなど円滑な事業承継を支援しました。12月からは法人向け生命保険の取扱いを開始し、保険を活用した課題解決支援の取組みを強化しました。国際分野では、貿易実務のアドバイスから海外進出のご相談まで、地方銀行有数の海外拠点網とネットワークを活用し、お客さまの海外ビジネスをサポートしました。今後もお客さまの幅広い経営課題を理解し、解決のお手伝いをさせていただけるよう職員の能力向上に取り組み、より多くの事業者さまの高度化する経営課題の解決を支援してまいります。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた事業者さまのサポートにつきましては、専用の融資商品の取扱いを開始したほか、休日も資金繰りや経営支援に関するご相談にお応えできる体制を整えました。引き続き、多くの事業者さまのご要望に対して迅速に対応してまいります。

個人分野においては、高齢化の進展に伴い関心が高まる資産承継・相続関連のご相談に対して、税理士や行政書士などの専門家との連携や提携を強化し、より一層質の高いコンサルティング機能を提供しました。公的年金制度などへの不安を背景として注目されている資産づくりにつきましてもご相談にお応えできる体制を整えました。また進展するキャッシュレス化の対応としましては、「HaLuCa」・「82Debit」の取扱いによりお客さまの決済ニーズにお応えするとともに、八十二カードと連携し利用者さまと事業者さま双方のキャッシュレス環境の整備に努めました。

■ 「"人財"育成投資・活躍機会の拡大」

当行は、職員一人ひとりの成長や働きがいを重視した職場環境を整備するとともに、お客さまと価値観を共有でき信頼される人財の育成に取り組んでおります。

働き方改革の取組みとしましては、テレワークやサテライトオフィスの活用による時間や場所にとらわれない働き方を通じて能力発揮機会の拡大を図り、職員のキャリア形成を支援しました。多様な人財が活躍できる環境づくりとしましては、育児休業制度をはじめ幅広い制度を整え、出産・育児などライフステージの変化に対応しながらワークライフバランスの実現を目指す女性職員の活躍を支援し、6月には性別多様性に優れた企業で構成されるM S C I日本株女性活躍指数※の構成銘柄に選定されました。引き続き、当行グループ間の人財交流を通じた育成や市場運用・国際分野などの専門分野の人財育成により、金融のプロフェッショナル集団を目指して組織力の強化に取り組んでまいります。

※年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が採用する日本株のE S G指数の一つ

■ 「"営業推進態勢・業務プロセス"の変革」

当行は、事業環境の変化を捉え最適な営業推進態勢へ変革するとともに、前例にとらわれずに業務そのものを抜本的に見直す観点から業務の効率化に取り組んでおります。

I Tを活用した取組みとしましては、R P A※による定型業務の自動化やテレビ会議システムの機能強化により生産性の向上を図りました。7月には報告業務等の省力化と将来に向けての営業戦略立案をサポートする情報系システムを刷新しました。また、タブレット端末を利用した受付業務の拡大やスマートフォン用アプリ「八十二銀行アプリ」の提供を開始しお客さまの手続き省力化と利便性の向上を図ったほか、安心・安全・便利な金融インフラの整備に向けて電子決済等代行業者とのA P I接続を進めました。2月にはシステム部に「デジタル推進グループ」を新設し、革新的な金融サービスの提供によるお客さま満足度の向上やオペレーション改革によるコスト削減に取り組む態勢を整えました。

営業推進態勢の見直しとしましては、お客さまのご来店状況に合わせて店舗網を再編するとともに、職員集約化により人財育成環境を整備しました。また、行政庁舎内への移転による行政と金融のサービスワンストップ化やグループ共同店舗による総合金融サービスの充実など、次世代に向けお客さま目線に立った新しい店舗づくりを進めております。

11月に完了した事務集中部門の集約をベースとしてさらなる業務効率化を進めるとともに、基幹システムを共同化する「じゅうだん会」との連携を一層強化し、経営資源の有効活用に努めてまいります。

※ロボティック・プロセス・オートメーションの略。ロボットによる業務自動化の取組み

■ 「SDGsへの取組み」

当行は、環境保全活動をCSRの根幹と位置づけ積極的に取り組んでおります。

長野県内各地の森林を整備する「八十二の森」活動や生物多様性の保全活動として外来生物の駆除ボランティアに役職員が積極的に参加したほか、電力や紙の使用量を削減し当行自らの環境負荷低減を進めるなど幅広く環境保全活動に取り組みました。これらの活動が評価され、全世界の企業が同一基準で評価されるCDP（気候変動）では4年連続して国内銀行界第1位の評価を受けました。3月には企業等に気候変動に関する情報開示を促す気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明しました。当行の強みである環境経営のさらなる深化を図り、引き続き環境経営のリーディングバンクとして積極的に取り組んでまいります。

持続可能な社会の実現を目指す国際社会共通の目標であるSDGsにつきましては、4月に「八十二銀行グループSDGs宣言」を公表し、積極的に地域の課題解決に取り組みました。11月からは八十二「地方創生・SDGs応援私募債」の取扱いを開始し、SDGsに取り組む企業や関連する事業をサポートしました。2月には総務部に「SDGs推進グループ」を設置し、当行の企業活動を通じたSDGsの取組みをより一層強化することで、地域の持続的な成長に貢献してまいります。

■ 店舗

店舗につきましては、5月に中込支店を野沢支店内へ、8月に真田支店を神科支店内へ移転・統合しました。11月には中野支店を移転新築するとともに、中野西支店を統合しました。移転後もお客さまの利便性を維持するため店舗跡地などに店舗外ATMを設置しております。

1月には行政サービスと金融サービスのワンストップ化を実現する店舗として、望月支店を佐久市役所望月支所内に移転しました。

なお、11月に移転新築した中野支店は当行初となる八十二証券・八十二リースとのグループ3社共同店舗としました。

当期の業績は以下になりました。

■ 損益の状況

経常収益は、株式等売却益等は減少したものの、国債等債券売却益の増加等により前期比33億9千8百万円増加して1,244億4千5百万円となりました。

また、経常費用は、営業経費が減少したものの、国債等債券売却損および株式等売却損の増加等により前期比44億1百万円増加して964億2千3百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比10億2百万円減少して280億2千1百万円となりました。

当期純利益は前期比22億6千7百万円減少して195億6千2百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比9億7百万円減少して334億4千7百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4億1千5百万円減少して220億7千7百万円となりました。

■ 預金・貸出金

預金は、個人預金および法人預金を中心に期中2,422億円増加したことから、期末残高は6兆9,891億円となりました。

貸出金は、事業者向け資金および消費者向け資金等が増加したことから、期中1,334億円増加して期末残高は5兆4,439億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中127億円増加して期末残高は1兆5,264億円、個人向け資金は期中396億円増加して期末残高は1兆2,162億円となりました。

■ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。その他の証券および社債等を中心に期中1,488億円増加し、期末残高は2兆9,204億円となりました。

■ その他

経営環境の変化に対応した機動的な資本施策の遂行および株主の皆様への利益還元を図るため、2019年9月から11月にかけて自己株式674万株を市場買付により取得しております。

なお、銀行の健全性を示す総自己資本比率は、単体・連結ともに銀行界トップ水準を維持しております。

■ 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により先行きを見通すことが困難な状況にあります。

長野県内においては、同様の状況であることに加えて令和元年台風19号からの復興を着実に進めていく時でもあります。

銀行界は人口減少が続く状況下、長期化する金融緩和政策や金融イノベーションの進展による異業種からの参入も加わり厳しい環境が続いています。

当行はこの厳しい事業環境のなかでも、高齢化の進展を背景に関心が高まる個人のお客さまの資産承継や相続に関するご相談のほか、事業者さまの人手不足や後継者不足に関する経営課題など、高度化するお客さまニーズにしっかりとお応えしていくとともに、自然災害や新型コロナウイルス感染症などの突発した災禍から地域経済を守り、支えてまいります。

当行が永続的に地域経済を守り、発展の原動力となるためには、収益力をさらに強化していくことが最大の課題であると認識しております。

当行はいかなる危機的な局面においても、迅速かつ的確に資金供給が維持できる体制を創りあげ、金融仲介機能を発揮することにより収益力を高めてまいります。また、専門スキルを有するプロフェッショナル人財を育成するとともに、八十二銀行グループ一体となった総合金融サービスの提供により収益の多様化を図ってまいります。コスト面においては、デジタル技術を活用した業務効率化・合理化を進め強靱な経営体質を築いてまいります。幅広いソリューションの提供による収益機会の増大と効率的な業務運営による経費削減を両輪として収益力向上に努めてまいります。

台風災害や新型コロナウイルス感染症拡大など困難の真只中にある地域を支えていくことは、当行の使命であると認識しております。一日も早く活力溢れる地域経済を取り戻せるよう、全力で地域の皆様を支えてまいります。地域における存在感を発揮し、来年8月に到来する創立90周年の節目を迎えられるよう、役職員一丸となりお客さま利益の実現に取り組んでいく所存です。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも地域の皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	64,019	65,983	67,468	69,891
定期性預金	24,186	23,851	23,698	23,606
その他	39,832	42,132	43,770	46,285
貸 出 金	49,108	50,876	53,105	54,439
個人向け	10,922	11,272	11,765	12,162
中小企業向け	14,686	15,012	15,136	15,264
その他	23,500	24,591	26,203	27,013
特定取引資産 (トレーディング資産)	154	144	133	295
特定取引負債 (トレーディング負債)	47	49	43	34
有 価 証 券	24,650	25,143	27,715	29,204
国 債	11,029	9,970	10,010	10,008
地 方 債	1,856	2,550	3,838	3,622
その他	11,764	12,622	13,866	15,573
総 資 産	86,423	92,403	103,946	104,132
内 国 為 替 取 扱 高	494,391	507,959	508,244	517,839
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 29,615	百万ドル 23,047	百万ドル 21,831	百万ドル 20,900
経 常 利 益	百万円 34,205	百万円 34,898	百万円 29,024	百万円 28,021
当 期 純 利 益	百万円 23,173	百万円 22,726	百万円 21,830	百万円 19,562
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 45 73	円 銭 44 85	円 銭 43 85	円 銭 39 69
信 託 財 産	4	4	3	3
信 託 報 酬	百万円 2	百万円 2	百万円 2	百万円 2

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。

3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	2,091	1,812	1,611	1,650
経常利益	404	415	343	334
親会社株主に帰属する当期純利益	263	258	224	220
純資産額	7,435	7,770	7,655	7,484
総資産	87,038	93,090	104,515	104,705

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,138人	3,216人
平均年齢	41年 7月	41年 9月
平均勤続年数	15年 10月	15年 8月
平均給与月額	375千円	376千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	131店 うち出張所 (9)	131店 うち出張所 (9)
新 潟 県	4 (ー)	4 (ー)
東 京 都	6 (ー)	6 (ー)
埼 玉 県	5 (ー)	5 (ー)
群 馬 県	2 (ー)	2 (ー)
愛 知 県	1 (ー)	1 (ー)
岐 阜 県	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
国 内 計	151 (9)	151 (9)
ア ジ ア	1 (ー)	1 (ー)
海 外 計	1 (ー)	1 (ー)
合 計	152 (9)	152 (9)

- (注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を226か所（前年度末228か所）、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,330か所（長野県内169か所、県外13,161か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,623か所（長野県内488か所、県外23,135か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,349か所（長野県内144か所、県外12,205か所）それぞれ設置しております。
- 2 長野県内131店のうち10店（うち出張所2店）はランチ・イン・ランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては121か所（前年度末124か所）となっております。

□. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1 店舗外現金自動設備の新設 (4か所)
中込、真田、西友真田店、ツルヤ茅野店

2 店舗外現金自動設備の廃止 (6か所)
松本市観光情報センター、松本バスターミナル、長野電鉄信州中野駅、西源松本流通団地店、ラ・ム
ー並柳店、真田

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,431
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,151
事務機器・システム機器の導入・更改等	648
中野支店の新築	368

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社の議決権比率	その他
八十二証券株式会社	長野県上田市常田2丁目3番3号	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次および代理	1949年 5月11日	百万円 3,000	% 100.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	1974年 6月10日	200	100.00	—
株式会社八十二カード	長野県長野市南石堂町1279番地3	クレジットカード業務	1982年 8月2日	30	5.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所岡田178番地2	信用保証業務	1983年 12月1日	30	100.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字南長野西後町1597番地1	システム開発	1983年 12月5日	40	5.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	1984年 9月17日	200	10.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	1986年 9月11日	20	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所岡田178番地2	債権管理回収業務	2000年 6月2日	510	99.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	2005年 10月3日	100	0.00	—

(注) 1 八十二リース株式会社は、2020年3月31日に当行が完全子会社化いたしました。

2 株式会社八十二カードは、2020年4月1日に当行が完全子会社化いたしました。

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携（略称「ACS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ATMによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
山 浦 愛 幸	取 締 役 会 長 シ ス テ ム 部 担 当	—	—
湯 本 昭 一	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) 監 査 部 担 当 東 京 事 務 所 担 当	—	—
松 下 正 樹	取 締 役 副 頭 取 (代 表 取 締 役) リ ス ク 統 括 部 担 当 人 事 室 担 当 秘 書 室 担 当	—	—
舟 見 英 夫	常 務 取 締 役 部 担 当 融 資 統 括 部 担 当 融 資 セ ン タ ー 担 当	—	—
吉 江 宗 雄	常 務 取 締 役 部 担 当 松 本 営 業 部 担 当	—	—
佐 藤 裕 一	常 務 取 締 役 部 担 当 企 業 融 資 市 場 部 担 当	—	—
宮 原 博 之	常 務 取 締 役 部 担 当 事 務 統 括 部 担 当 総 務 部 担 当 本 店 セ ン タ ー 担 当 松 本 セ ン タ ー 担 当	—	—
浅 井 隆 彦	常 務 支 店 取 締 役 部 担 当 支 店 取 締 役 部 担 当 法 務 部 担 当 個 人 人 際 部 担 当 市 場 国 際 部 担 当	—	—
田 下 佳 代	取 締 役 (社 外 役 員)	—	弁 護 士
黒 澤 壯 吉	取 締 役 (社 外 役 員)	—	—
酒 井 光 一	常 勤 監 査 役	—	—
北 澤 吉 美	常 勤 監 査 役	—	—
門 多 丈	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—
和 田 恭 良	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—
山 沢 清 人	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—

(注) 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (人)	報 酬 等
取 締 役	12	317 (113)
監 査 役	5	75 (—)
計	17	392 (113)

- (注) 1 ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
 2 支給人数には当事業年度に退任した2名を含めております。
 3 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬としての支給予定額50百万円および株式報酬型ストックオプション報酬額63百万円を含めております。
 4 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
 確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てること株主総会で定められております。
 監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額8百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
田 下 佳 代	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
黒 澤 壯 吉	
門 多 丈	
和 田 恭 良	
山 沢 清 人	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
田下佳代	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席しました。	主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
黒澤壯吉	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席しました。	主に金融分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
門多丈	12年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席しました。	主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和田恭良	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席しました。	主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山沢清人	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回中13回に、監査役会14回中12回に出席しました。	主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等 (百万円)
報酬等の合計	5人	27 (一)	—

(注) () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	71百万円	(注2)
指定有限責任社員 弥永 めぐみ		(注3)
指定有限責任社員 陸田 雅彦		(注4)
指定有限責任社員 石尾 雅樹		

- (注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3 非監査業務の内容は次のとおりです。
キャッシュレス決済業務 システム運用業務
- 4 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は95百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

計算書類

第137期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	1,634,873
現金	118,821
預け金	1,516,051
コールローン	22,821
買入金銭債権	78,869
特定取引資産	29,559
商品有価証券	790
特定金融派生商品	3,788
その他の特定取引資産	24,980
金銭の信託	79,301
有価証券	2,920,426
国債	1,000,867
地方債	362,245
社債	465,527
株式	341,437
その他の証券	750,349
貸出金	5,443,996
割引手形	14,246
手形貸付	146,121
証書貸付	4,569,005
当座貸越	714,621
外国為替	20,019
外国他店預け	16,191
買入外国為替	3,516
取立外国為替	311
その他資産	130,759
未決済為替貸	26
前払費用	584
未収収益	7,396
先物取引差入証拠金	1,326
金融派生商品	6,435
金融商品等差入担保金	14,047
その他の資産	100,943
有形固定資産	26,124
建物	10,896
土地	11,283
リース資産	716
建設仮勘定	582
その他の有形固定資産	2,645
無形固定資産	4,819
ソフトウェア	4,219
リース資産	1
その他の無形固定資産	598
前払年金費用	19,533
支払承諾見返	33,229
貸倒引当金	△31,126
資産の部合計	10,413,208

科目	金額
(負債の部)	
預金	6,989,187
当座預金	314,089
普通預金	4,071,150
貯蓄預金	55,136
通知預金	7,307
定期預金	2,328,716
定期積金	31,888
その他の預金	180,899
譲渡性預金	276,724
コールマネー	845,982
売現先勘定	79,770
債券貸借取引受入担保金	537,369
特定取引負債	3,444
特定金融派生商品	3,444
借入金	778,972
借入金	778,972
外国為替	544
外国他店借	48
売渡外国為替	146
未払外国為替	349
その他負債	104,586
未決済為替借	11
未払法人税等	1,673
未払費用	5,428
前受収益	1,841
給付補填備金	1
先物取引差金勘定	2,267
金融派生商品	32,301
金融商品等受入担保金	406
リース債務	776
資産除去債務	182
その他の負債	59,695
退職給付引当金	10,199
睡眠預金払戻損失引当金	894
偶発損失引当金	984
繰延税金負債	59,726
支払承諾	33,229
負債の部合計	9,721,616
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	32,569
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	2,960
利益剰余金	450,572
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	402,962
固定資産圧縮積立金	890
別途積立金	375,600
繰越利益剰余金	26,472
自己株式	△11,789
株主資本合計	523,596
その他有価証券評価差額金	185,043
繰延ヘッジ損益	△17,414
評価・換算差額等合計	167,629
新株予約権	365
純資産の部合計	691,591
負債及び純資産の部合計	10,413,208

第137期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

科目	金額	
経常収益		124,445
資金運用収益	81,643	
貸出金利息	46,993	
有価証券利息配当金	31,654	
コールローン利息	272	
預け金利息	419	
その他の受入利息	2,303	
信託報酬	2	
役務取引等収益	18,044	
受入為替手数料	6,067	
その他の役務収益	11,977	
特定取引収益	69	
商品有価証券収益	20	
特定金融派生商品収益	49	
その他業務収益	16,748	
外国為替売買益	700	
国債等債券売却益	16,047	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	7,937	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	2,196	
金銭の信託運用益	3,000	
その他の経常収益	2,738	
経常費用		96,423
資金調達費用	12,728	
預金利息	3,503	
譲渡性預金利息	61	
コールマネー利息	374	
売現先利息	1,506	
債券貸借取引支払利息	1,309	
借入金利息	1,390	
金利スワップ支払利息	2,849	
その他の支払利息	1,731	
役務取引等費用	9,641	
支払為替手数料	1,128	
その他の役務費用	8,512	
特定取引費用	14	
その他の特定取引費用	14	
その他業務費用	7,027	
国債等債券売却損	6,972	
国債等債券償却	20	
金融派生商品費用	34	
営業経費	53,269	
その他経常費用	13,743	
貸倒引当金繰入額	404	
貸出金償却	11	
株式等売却損	3,676	
株式等償却	848	
金銭の信託運用損	4,638	
その他の経常費用	4,163	
経常利益		28,021

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	37
固定資産処分益	37
特別損失	775
固定資産処分損	353
減損損失	421
税引前当期純利益	27,283
法人税、住民税及び事業税	6,249
法人税等調整額	1,471
法人税等合計	7,720
当期純利益	19,562

連結計算書類

第137期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	1,650,752
コールローン及び買入手形	22,821
買入金銭債権	78,869
特定取引資産	29,559
金銭の信託	79,301
有価証券	2,911,132
貸出金	5,395,246
外国為替	20,019
リース債権及びリース投資資産	69,549
その他資産	155,098
有形固定資産	34,343
建物	11,109
土地	11,652
建設仮勘定	606
その他の有形固定資産	10,974
無形固定資産	5,041
ソフトウェア	4,427
その他の無形固定資産	613
退職給付に係る資産	20,856
繰延税金資産	2,287
支払承諾見返	33,229
貸倒引当金	△37,560
資産の部合計	10,470,547

科目	金額
(負債の部)	
預金	6,975,504
譲渡性預金	257,674
コールマネー及び売渡手形	845,982
売現先勘定	79,770
債券貸借取引受入担保金	537,369
特定取引負債	3,444
借入金	785,947
外国為替	544
その他負債	128,242
退職給付に係る負債	12,494
睡眠預金払戻損失引当金	894
偶発損失引当金	984
特別法上の引当金	9
繰延税金負債	60,022
支払承諾	33,229
負債の部合計	9,722,115
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	54,173
利益剰余金	477,336
自己株式	△11,789
株主資本合計	571,964
その他有価証券評価差額金	185,821
繰延ヘッジ損益	△17,414
退職給付に係る調整累計額	△382
その他の包括利益累計額合計	168,023
新株予約権	365
非支配株主持分	8,078
純資産の部合計	748,432
負債及び純資産の部合計	10,470,547

第137期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額	
経常収益		165,077
資金運用収益	81,763	
貸出金利息	46,995	
有価証券利息配当金	31,727	
コールローン利息及び買入手形利息	272	
預け金利息	422	
その他の受入利息	2,346	
信託報酬	2	
役務取引等収益	21,713	
特定取引収益	2,329	
その他業務収益	50,814	
その他経常収益	8,453	
償却債権取立益	20	
その他の経常収益	8,432	
経常費用		131,630
資金調達費用	12,762	
預金利息	3,502	
譲渡性預金利息	58	
コールマネー利息及び売渡手形利息	374	
売現先利息	1,506	
債券貸借取引支払利息	1,309	
借入金利息	1,416	
その他の支払利息	4,593	
役務取引等費用	7,367	
特定取引費用	14	
その他業務費用	37,426	
営業経費	59,455	
その他経常費用	14,603	
貸倒引当金繰入額	1,195	
その他の経常費用	13,407	
経常利益		33,447
特別利益		37
固定資産処分益	37	
特別損失		776
固定資産処分損	355	
減損損失	421	
税金等調整前当期純利益		32,707
法人税、住民税及び事業税	8,177	
法人税等調整額	1,306	
法人税等合計		9,483
当期純利益		23,224
非支配株主に帰属する当期純利益		1,146
親会社株主に帰属する当期純利益		22,077

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

長野県長野市南石堂町1277番地2長栄第2ビル

指定有限責任社員 公認会計士 弥 永 めぐみ ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

長野県長野市南石堂町1277番地2長栄第2ビル

指定有限責任社員 公認会計士 弥 永 めぐみ ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役 酒井 光 一 ㊟

常勤監査役 北澤 吉 美 ㊟

社外監査役 門 多 丈 ㊟

社外監査役 和 田 恭 良 ㊟

社外監査役 山 沢 清 人 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

日時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

会場 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
☎ 026-227-1182（代表）



交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

新型コロナウイルスについてのごお願い

株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、本年より取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。